

学校等における 新型インフルエンザ対策ガイドライン

今回メキシコで発生したインフルエンザ A/H1N1 は、その後、厚生労働省や文部科学省をはじめとする関係機関等から、新型ではあるものの毒性は想定していたものとは異なるとの情報が報告されています。

しかしながら、このウイルスも毒性が強くなる恐れもあり、また異なる亜型のインフルエンザの発生も危惧される状況です。

このガイドラインは、当初、感染力及び毒性の強いインフルエンザの発生を想定し作成したものでありますが、現在の状況を踏まえ、現在流行しているインフルエンザにも対応できるものとなりました。

千葉県教育庁

新型インフルエンザ対策プロジェクト会議

平成 2 1 年 7 月

はじめに

- 第1 新型インフルエンザ未発生時及び発生時の対応・・・・・・・・・・ 5
 - 1 未発生時（平時）における対応
 - (1) 情報の収集と提供
 - (2) 感染予防教育
 - (3) 保護者等との連携
 - (4) 新型インフルエンザ研修会の開催
 - (5) 新型インフルエンザ対策プロジェクト会議
 - 2 海外発生時における情報の収集と提供
 - 3 国内発生時における情報の収集と提供

- 第2 新型インフルエンザ発生時の連絡体制等・・・・・・・・・・ 8
 - 1 発生時における県立学校の臨時休業の指示
 - 2 発生時における市町村立学校等の臨時休業の要請
 - 3 発生時における学校等の対応
 - (1) 臨時休業中の外出の自粛
 - (2) 臨時休業中の健康観察
 - (3) 相談窓口の設置
 - 4 発生時における県教育機関（体育施設、博物館、美術館、図書館等）
休業の指示等
 - (1) 休業等の指示
 - (2) 県民等への周知
 - (3) 関係団体への周知
 - 5 会議等（各種会議、研修会、スポーツ大会を含む校外活動、
セミナー等）の中止の指示等
 - (1) 中止等の指示・要請
 - (2) 関係者への周知
 - 6 終息の指示
 - 7 評価

- 第3 県立学校における学習支援・・・・・・・・・・ 10
 - 1 休業中の学習支援（第1波が収まる約8週間内の自宅学習等）
 - (1) 学習の支援

- (2) 入学試験
- 2 休業後の学習支援
 - (1) 休業により遅れた学習の保障
 - (2) 修了認定、単位の履修・修得認定
 - (3) 学校行事等の運営

第4 臨時休業中の業務及び学校職員の服務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

- 1 業務の優先
- 2 学校職員の服務

第5 関係施設の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

- 1 平時における衛生用品備蓄倉庫の提供
- 2 発生時の対応
 - (1) 県立学校の体育館等の提供
 - (2) 医療施設としての使用（青少年教育施設）

第6 ガイドラインの弾力的運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

メキシコで発生した新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）への対応・・・・・・・・ 1 5

- 1 県立学校の臨時休業等の指示
- 2 県教育機関（体育館、博物館、美術館、図書館等）休業の指示等
 - (1) 休業等の指示
 - (2) 休業等の終了の指示
 - (3) 県民への周知
 - (4) 関係団体への周知
- 3 新型インフルエンザ発生地域への修学旅行等の校外活動
 - (1) 旅行中
 - (2) 旅行から帰ってきた場合
 - (3) 旅行の予定
- 4 県立学校における学習支援
 - (1) 休業中の学習支援
 - (2) 休業後の学習支援
- 5 スポーツ大会を含む校外活動
 - (1) 関係団体への周知
 - (2) 緊急連絡体制の整備
 - (3) 各市町村教育委員会への情報提供

(4) 感染拡大防止への留意事項

(5) 大会中止等の要請

6 臨時休業中の業務及び学校職員の服務

(1) 業務の優先

(2) 学校職員の服務

参考資料

新型インフルエンザの発生時などにおける指示・要請等の伝達ルート

はじめに

県では、「千葉県新型インフルエンザ行動計画(平成17年11月)」(以下「県行動計画」という。)を策定するとともに、新型インフルエンザ発生初期段階に対応するために「千葉県新型インフルエンザ対応マニュアル(平成18年10月)」(以下「対応マニュアル」という。)を策定した。

さらに、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「国行動計画」という。)が平成19年10月に改正されたこと、及びこれまで得られている知見を踏まえ、県内での初発患者発生時から後パンデミック期までの対策を具体的に実施するため、「県行動計画」及び「対応マニュアル」を改訂している。

文部科学省が策定している「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画(平成18年9月)」によれば、新型インフルエンザが発生した場合、その都道府県の学校は一斉に休業を要請されることが見込まれるなど、学校に与える影響は非常に大きい。

このため、県教育委員会では、「県行動計画」等を踏まえ、平時から新型インフルエンザの発生時までの各段階における、各学校や教育委員会がとるべき適切な対応について研究を進めることが喫緊の課題であると考え、教育庁各課等で構成する「新型インフルエンザ対策プロジェクト会議」を設置し、情報と対策の共有を図るため「学校等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定することとした。

なお、本ガイドラインは、最新の知見等に基づき必要に応じて改定していくものとする。

また、平成21年4月にメキシコで発生が確認されたA/H1N1に対する対策についても巻末に記載した。

第1 新型インフルエンザ未発生時及び発生時の対応

県教育委員会では、フェーズ3（人へ新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人から人への感染は基本的に無い状態）における、情報の収集及び提供を行う。

また、フェーズ4 B（国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態）に向けての県教育委員会としての課題の洗い出しと、その対策を検討する。

1 未発生時（平時）における対応

県教育委員会では、海外での発生期、国内での発生期などの各段階において、情報の収集や提供内容は異なるが、それぞれの段階での対応方法についての研究を行う。

（1）情報の収集と提供

「国行動計画」並びに「県行動計画」及び「対応マニュアル」等に基づいて、各学校及び教育機関が情報を共有できるよう、通知や研修会等での周知徹底を図る。

また、「季節型インフルエンザ」への適切な対応と、それによる封じ込めが不十分な状態では、新型インフルエンザの感染予防や封じ込めは不可能であり、一層の「季節型インフルエンザ」への適切な対応が求められている。「季節型インフルエンザ」への対応について、各学校及び教育機関が情報を共有できるよう、通知や研修会等での周知徹底を図る。

一方、「咳エチケット」は、新型インフルエンザについても感染予防に有効であることから、日常から「咳エチケット」の励行を促すことが必要である。

「咳エチケット」は、風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットであり、感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが極めて重要である。

「咳エチケット」

咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。

マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れましょう。

鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。

咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

(2) 感染予防教育

各学校では、新型インフルエンザの予防対策をはじめとする情報（人込みの回避、マスクの着用、うがい、手洗いなど一般的な感染予防対策が新型インフルエンザの予防においても重要であると考えられていること等）を児童生徒及び教職員等に周知徹底させることが必要である。

発生時等に、氾濫する新型インフルエンザの情報に過度な反応や影響を受けて、パニックが起こらないよう、正しい情報に基づく、適切な判断・行動が行われることが重要である。

また、新型インフルエンザを疑う症状を呈した場合には、健康福祉センター（保健所）など関係機関等の指示を踏まえ、決められた医療（相談）機関において受診や相談をするよう指導することが必要である。

(3) 保護者等との連携

新型インフルエンザ発生時には、保護者との連携を密にし、児童生徒（家族も含む）の健康状態（発熱、インフルエンザ様疾患）を定期的に把握することが必要となることから、各学校では、日ごろから定期健康診断の結果等を基にした児童生徒の健康状態の把握に努める。

また、緊急時における保護者との連絡手段については、事前に個別確認をしておくことが必要である。（電話、ファックス、メール、郵送等）

なお、臨時休業となった際の対応のうち、次の事項についても、あらかじめ児童生徒及び保護者等に周知を図っておく必要がある。

ア 感染拡大防止のための臨時休業であることから、塾等も含め児童生徒の外出は控えること。

イ 児童生徒の健康状態を把握し、新型インフルエンザに感染した際は、学校に電話等により報告すること。

ウ 保護者や児童生徒からの相談や問い合わせに対応する相談窓口を設置すること。

(4) 新型インフルエンザ研修会の開催

県教育委員会は、県健康福祉部等と連携を図り、管理職及び養護教諭等保健担当職員を対象とした、研修会を開催し、医学的知見や国及び県の行動計画に関する最新の情報を提供する。

2 海外発生時における情報の収集と提供

県教育委員会は、「1：未発生時（平時）における対応」に加え、海外での発生状況や対策の内容について情報を提供し、学校関係者への注意喚起を行うとともに、ホームページの内容等について更新に努める。

3 国内発生時における情報の収集と提供

県教育委員会は、国内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、学校関係者への注意喚起と県教育委員会の対応方針について情報提供を行う。

また、メールやファクシミリによる迅速な情報提供を心がけ、必要に応じてホームページによる情報についても更新に努める。

第2 新型インフルエンザ発生時の連絡体制等

1 発生時における県立学校の臨時休業の指示

県教育長は、県健康危機管理対策本部及び文部科学省（以下「本部等」という。）の要請に基づいて行う、県内学校等に対する休業要請を受け、予定されている伝達ルートを通じて、速やかに県立学校に対する臨時休業措置を指示する。

なお、臨時休業の措置を指示した際は、本部等に速やかに報告する。

2 発生時における市町村立学校等の臨時休業の要請

県教育長は、予定されている伝達ルートを通じて、各市町村教育委員会に対して県の対応を知らせると共に、同様の措置を講じるよう要請する。

学校が臨時休業を行った際、各市町村教育委員会は、教育事務所を通じ県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会は本部等に報告する。

3 発生時における学校等の対応

（1）臨時休業中の外出の自粛

感染拡大防止のための臨時休業であることから、塾等も含め外出は控えることについて、本人及び保護者に周知徹底を図る。

（2）臨時休業中の健康観察

学校は、電話等により定期的に児童生徒の健康状態の確認を行う。なお、新型インフルエンザに感染した児童生徒を確認した場合は、市町村立学校は市町村教育委員会を通じ、県立学校は直接、県教育委員会に電話等により報告する。

（3）相談窓口の設置

学校は、校内に保護者や児童生徒からの相談や問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

4 発生時における県教育機関（体育施設、博物館、美術館、図書館等）休業の指示等

（1）休業等の指示

県教育長から緊急の休業等の指示があった場合は、関係課は施設管理者へ速やかに閉鎖を指示・要請する。

なお、施設管理者は利用者等に閉鎖の理由を告げ、迅速な退去を求める。

(2) 県民等への周知

休業中に利用の予約がある場合には、施設管理者は予約団体等へ利用の中止を連絡する。

また、施設管理者は休業の旨を施設に掲示するとともにホームページその他の方法で県民に周知を図る。

(3) 関係団体への周知

関係課は所管する関係団体（千葉県高等学校体育連盟、千葉県高等学校野球連盟、千葉県高等学校文化連盟、千葉県小中学校体育連盟等）に周知を図る。

5 会議等（各種会議，研修会，スポーツ大会を含む校外活動，セミナー等）の中止の指示等

(1) 中止等の指示・要請

県教育長は、児童生徒、教職員及び一般県民を対象にした会議等について、主催者に対し速やかに中止又は延期、発生地域からの参加者を出席させないなどの措置を取るよう要請する。

(2) 関係者への周知

主催者は関係者に周知を図る。

6 終息の指示

回復期に入り、本部等から臨時休業終了の要請があった場合、県教育長は、必要に応じて本部等と相談しつつ、終了時期、対象校及び機関を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるよう指示・要請する。

学校が臨時休業を終了した際は、学校の設置者は、それぞれに応じたルートで県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会は本部等に報告する。

7 評価

新型インフルエンザ対策プロジェクト会議は、各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ本ガイドライン及び情報提供体制等の見直しを行う。

第3 県立学校における学習支援

フェーズ4 B以降（国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態）において、中学校及び高等学校，特別支援学校が休業に入った場合における学習支援の方法について次に示す。

1 休業中の学習支援（第1波が収まる約8週間内の自宅学習等）

（1）学習の支援

家庭等への訪問による学習支援は、感染拡大防止の観点から原則として行わないものとする。

各学校は、新型インフルエンザの発生による臨時休業の措置に備えて、学習指導計画を作成し、児童生徒が家庭で自主学習できるプリントや課題等を準備するものとする。また、臨時休業の措置が講じられた際には、各学校の教職員の勤務態様や出校状況に応じて、可能な範囲で児童生徒の学習支援や家庭連絡等を適切に行うものとする。

なお、特別支援学校においては、自宅での学習や生活について、障害の状況や家庭の状況等に応じた学習課題や教材を計画的に提供する。

（例）

- ・自宅学習ができる課題プリント等
- ・授業で使用している教材・教具等のうち、家庭での学習に適したもの
- ・授業中の様子を録画・録音した視聴覚教材
- ・学習の進め方についての説明用プリント（保護者に対して）

（2）入学試験

ア 国からの入学試験延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法，問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制、その他延期等の措置が適切に講じられる体制づくりの準備をする。

イ 検査の時期・内容，退院患者・入国が許可された者の救済、その他回復期以降における受検機会確保に向けた準備をする。

ウ 回復期が年度をまたがった場合における、選抜の時期、選抜方法、その他必要な入学者選抜方法等に係る準備をする。

2 休業後の学習支援

（1）休業により遅れた学習の保障

臨時休業が長期化した場合、各学校では学校行事を見直したり、平日の授業時間割に7限目を設定したり、長期休業日の一部を授業日に充て

たりするなどして、授業時数の確保に努めるものとする。

(2) 修了認定、単位の履修・修得認定

臨時休業後、各学校では授業時数の確保など可能な限り教育課程の正常な運営に努めるとともに、校長が休業中の学習成果を授業の学習状況と総合して判断し、修了認定、単位の履修・修得認定を適切に行うものとする。

(3) 学校行事等の運営

新型インフルエンザの発生に伴って臨時休業が実施された場合、各学校ではすべての学校行事を中止又は延期するものとする。また、部活動についても校内外での活動や各種大会への参加を自粛するものとする。

第4 臨時休業中の業務及び学校職員の服務

フェーズ4 B以降（国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態）において、県内小中学校、高等学校、特別支援学校等が臨時休業に入った場合における教職員の服務について次に示す。

1 業務の優先

休業中にあつては、児童生徒の健康状態の把握に努め、学習支援等に当たるとともに、各家庭との連絡を適切に図るようにする。

また、休業後の学習支援等が円滑に進むよう準備する。

なお、感染拡大防止の観点から家庭等への訪問による学習支援等は、原則として行わないものとする。

2 学校職員の服務

ア 新型インフルエンザにより臨時休業とした場合、当該校の職員は、原則として通常の服務とする。

イ 新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合、職員の服務は、「特別休暇」とする。

承認期間は、その都度7日以内で所属長が必要と認める期間とする。

ウ 各項に定めるもののほか、新型インフルエンザに関する職員の服務の取扱い等については、状況に応じて別途指示する。

第5 関係施設の使用

1 平時における衛生用品備蓄倉庫の提供

県健康福祉部等が備蓄するサージカルマスク、使い捨て手袋、消毒液などの衛生用品の倉庫として、空き教室等を提供する。

2 発生時の対応

(1) 県立学校の体育館等の提供

千葉県健康危機管理対策本部等関係機関からの要請に応じて、発熱外来などを行う場所として、体育館等を提供する。

(2) 医療施設としての使用(青少年教育施設)

「県行動計画」の「入院治療が必要な患者等に対して、医療機関以外の公的研修等の宿泊施設において医療を提供する体制に努める」に基づき、対策本部の指示により緊急の医療施設として使用する場合がある。

第6 ガイドラインの弾力的運用

新型インフルエンザには、平成21年4月に発生したA/H1N1に見られるように多様な型の発生が考えられることから、このガイドラインを基本にしつつ感染力や毒性に鑑み、その対策について弾力的に対応することが求められる。

今回のメキシコで発生したA/H1N1は、感染力は季節型インフルエンザと同等、毒性は想定していた強毒性とは異なるとの情報を受け、以下のような対応をとることとする。

メキシコで発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応

平成21年4月に発生した、新型インフルエンザに係る対応は次のとおりとする。

なお、以下に記載のない事項については、必要に応じて第1～5に準じた対応を検討するものとする。

1 県立学校の臨時休業等の指示

今回の新型インフルエンザウイルス感染の状況に応じた対応（ver.3）

平成21年7月10日

平成21年6月19日付けで厚生労働省が「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」を発出したことにより、県健康危機管理対策本部（以下「本部」という。）と検討した結果、これまで運用してきた対応を次のとおり改定する。

1 学校における平時の対応

基礎疾患*1を有する者の把握を行うとともに、児童生徒及び教職員の健康観察（通常実施する事項に加え、特にインフルエンザ様症状*2の観察）（以下「健康観察」という。）を毎日実施する。

なお、この健康観察の結果は、患者が発生した時に臨時休業の範囲（休校、学年閉鎖、学級閉鎖）（以下「休業範囲」という。）を特定する重要な要素となることから詳細に行うことが望ましい。

* 1 : 基礎疾患を有する者

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、代謝性疾患（糖尿病等）、腎機能障害、免疫機能不全（ステロイド全身投与等）を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクを高いと判断される者等。

* 2 : インフルエンザ様症状

38 以上の発熱、鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛（のどの痛み）、咳嗽

2 学校において新型インフルエンザが発生した際の対応

(1) 基本的な考え方

- ア 毒性については季節性インフルエンザと同等との報告がなされているが、免疫を持っていないと考えられることから、季節性インフルエンザに比べ感染が広がるのが懸念されること。
- イ 学校内で患者が発生した際には、学級、学年等の集団で感染が拡大する可能性があること。
- ウ これまでの発症例とその対応例から、兄弟関係等で疑わしい事例があった際は、出席停止の措置で対応できること。

(2) 具体的な対応

ア 県立学校

- (ア) 本部の要請に基づき、当該学校の臨時休業を指示する。

その際、休業範囲は、毎日の健康観察の結果等から本部と協議し決定する。

なお、決定に当たっては、患者の行動調査に加え、健康観察の結果等を参考とするので、当日から遡って7日分を学校は報告すること。

- (イ) 臨時休業の期間は、患者の最終登校日の翌日から7日間を原則とするが、健康観察の結果等から必要に応じ臨時休業の期間を検討する。

イ 市町村立学校

- (ア) 本部の要請に基づき、当該学校を管轄する市町村教育委員会に対し、臨時休業の感染拡大防止の要請を行う。

- (イ) 市町村（教育委員会）は、健康観察の結果等から学校医や県教育委員会等と相談し、休業範囲を決定する。

- (ウ) 臨時休業の期間は、患者の最終登校日の翌日から7日間を原則とするが、健康観察の結果等から必要に応じ臨時休業の期間を県教育委員会等と相談して判断する。

休業範囲の判断

- 1 患者が在籍する学級は閉鎖する。
- 2 患者が確認された当日も含め、過去7日間の健康観察を行った結果
 - (1) インフルエンザ様症状を呈する者が同一学年の他のクラスにいる場合は、原則として当該学年の閉鎖を検討する。
 - (2) インフルエンザ様症状を呈する者が他学年にも及ぶ場合は、原則として休校を検討する。
- 3 「2」の結果に患者の行動調査等を加味して、休業範囲を決定する。

ウ 広域における臨時休業

県教育委員会では、本部の要請により感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合は、広域での臨時休業の指示・要請を行うこともある。

3 新型インフルエンザの発生に伴う報告事項

(1) 健康観察の報告

各学校は、児童生徒及び教職員の健康観察を直ちに行い、次により報告する。

ア 県立学校は、管轄健康福祉センター（保健所）及び学校安全保健課へ報告する。

イ 市町村立学校は、市町村教育委員会へ報告する。

ウ 市町村教育委員会は、管轄健康福祉センター及び管轄教育事務所へ報告する。

エ 教育事務所は、学校安全保健課へ報告する。

(2) 感染拡大の防止措置

各学校は、患者が感染源となり得る期間（発症24時間前から自宅待機等が行われるまでの期間）に参加した各種大会等を調査し、参加を確認した際は、次により報告する。

ア 県立学校は、学校安全保健課へ報告する。

イ 市町村立学校は、市町村教育委員会へ報告する。

ウ 市町村教育委員会は、管轄教育事務所へ報告する。

エ 教育事務所は、学校安全保健課へ報告する。

4 臨時休業中、学校において実施する健康観察等

(1) 健康観察の実施

養護教諭及びクラス担任が中心となり、毎日、時間を決めて全校の児

児童生徒の健康観察を実施し状況を把握する。

また、同様に、全教職員の健康観察を実施し状況を把握する。

(2) 把握後の報告

「(1)」でインフルエンザ様症状の者を確認した際には、本人又は保護者に対し医療機関を受診するよう、また、受診結果について必要に応じ、居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）に連絡するよう指導する。

また、インフルエンザ様症状の者が確認されなくとも、毎日の状況を次により報告する。

ア 県立学校は、管轄健康福祉センター（保健所）及び学校安全保健課へ報告する。

イ 市町村立学校は、市町村教育委員会へ報告する。

ウ 市町村教育委員会は、管轄健康福祉センター（保健所）、及び管轄教育事務所へ報告する。

エ 教育事務所は、学校安全保健課へ報告する。

なお、本健康観察は臨時休業措置を解除する際の判断材料となる可能性があること。

(3) その他

臨時休業中の学校は、近隣の学校や施設等への感染予防に関する情報提供や注意喚起を行うとともに、その学校や施設等で発熱等の症状がある患者が発生した場合には、健康福祉センター（保健所）に連絡するよう指導する。

5 長期休業中の対応

各学校では、新型インフルエンザに感染した者等を把握し、健康福祉センター（保健所）からの指示に従い行動するよう指導すること。

2 県教育機関（体育施設、博物館、美術館、図書館等）休業の指示等

(1) 休業等の指示

県教育長から緊急の休業等の指示があった場合は、関係課は施設管理者へ速やかに閉鎖を連絡する。

なお、施設管理者は利用者等に閉鎖の理由を告げ、迅速な退去を求める。

- (2) 休業等の終了の指示
県教育長から休業等の指示があった場合は、関係課は施設管理者へ速やかに休業等の終了を連絡する。
 - (3) 県民への周知
休業中に利用の予約がある場合には、施設管理者は予約団体等へ利用の中止を連絡する。
また、施設管理者は休業の旨を施設に掲示するとともにホームページその他の方法で県民に周知を図る。
 - (4) 関係団体への周知
関係課は所管する関係団体に周知を図る。
- 3 新型インフルエンザ発生地域への修学旅行等の校外活動
修学旅行等の校外活動については、現在の新型インフルエンザの発生状況に鑑み、次により実施若しくは検討すること。
- (1) 旅行中
 - ア 現地の情報を収集するとともに、健康観察（体温、咳等の呼吸器症状の有無等）を徹底する。
 - イ 感染予防のため、うがい、手洗い、咳エチケットの励行とともに、人混みの中でのマスク着用を徹底する。
 - ウ 状況により、予定を変更する。
 - エ 学校医、保健所との連携を図り情報を共有する。
 - (2) 旅行から帰ってきた場合
 - ア 7日間の追跡健康観察（体温、咳等の呼吸器症状の有無等）を徹底する。
 - イ 学校医、保健所との連携を図り情報を共有する。
 - (3) 旅行の予定
 - ア 校長は教育委員会と協議の上、実施の有無について、再度判断する。
なお、判断に当たっては、
 - (ア) 現地のインフルエンザに対する学校の臨時休業等の措置状況
 - (イ) 現地で罹患した際の対応（現地での停留措置も含めて）
 - (ウ) 行事の必要性等を考慮し、保護者等と十分協議の上、延期及び中止、行き先の変更についても検討する。

イ 修学旅行等を実施することを決定した場合、上記(1)(2)と同様の措置をとる。

4 県立学校における学習支援

フェーズ4B以降(国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態)において、中学校及び高等学校、特別支援学校が休業に入った場合における学習支援の方法について示す。

(1) 休業中の学習支援

ア 学習の支援

家庭等への訪問による学習支援は、感染拡大防止の観点から原則として行わないものとする。

各学校は、新型インフルエンザA/H1N1の発生による臨時休業の措置に備えて学習指導計画を作成し、児童生徒が家庭で自主学習できるプリントや課題等を準備するものとする。また、臨時休業の措置が講じられた際には、各学校の教職員の勤務態様や出校状況に応じて、可能な範囲で児童生徒の学習支援や家庭連絡等を適切に行うものとする。

なお、特別支援学校においては、自宅での学習や生活について、障害の状況や家庭の状況等に応じた学習課題や教材を計画的に提供する。

(例)

- ・自宅学習ができる課題プリント等
- ・授業で使用している教材・教具等のうち、家庭での学習に適したもの
- ・授業中の様子を録画・録音した視聴覚教材
- ・学習の進め方についての説明用プリント(保護者に対して)

(2) 休業後の学習支援

ア 休業により遅れた学習の保障

臨時休業により遅れた学習を保障するため、各学校では学校行事を見直したり、平日の授業時間割に7限目を設定したり、長期休業日の一部を授業日に充てたりするなどして、授業時数の確保に努めるものとする。

イ 修了認定、単位の履修・修得認定

臨時休業後、各学校では授業時数の確保など可能な限り教育課程の正常な運営に努めるとともに、校長が休業中の学習成果を授業の学習状況と総合して判断し、修了認定、単位の履修・修得認定を適切に行うものとする。

ウ 学校行事等の運営

新型インフルエンザの発生に伴い臨時休業が実施された場合、各学校では必要に応じて学校行事を中止又は延期するものとする。また、部活動についても、校内外での活動や各種大会への参加等、必要に応じて自粛するものとする。

5 スポーツ大会を含む校外活動

(1) 関係団体への周知

発生時には、関係課は所管する関係団体（千葉県高等学校体育連盟、千葉県高等学校野球連盟、千葉県小中学校体育連盟、千葉県高等学校文化連盟等）に、発生状況の周知を図る。

(2) 緊急連絡体制の整備

関係団体においては、大会の開催及び延期等に対応するため、緊急連絡体制を整備する。

(3) 各市町村教育委員会への情報提供

発生状況に応じて、県教育委員会は各市町村教育委員会が主催する大会等を把握し、発生状況について情報提供する。

(4) 感染拡大防止への留意事項

ア 各学校やスポーツ団体等の責任者は、参加者の健康状態の把握に努める。

イ 大会主催団体等は、参加者の衛生管理に努める。

(5) 大会中止等の要請

県教育長は、県教育委員会が主催又は共催する児童生徒が参加するスポーツ大会等については、発生状況に応じて中止又は延期、発生地域からの参加者を出席させないなどの措置を取るよう主管する団体に要請する。

6 臨時休業中の業務及び学校職員の服務

フェーズ4 B以降（国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態）において、県内小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が休業に入った場合における教職員の服務について示す。

(1) 業務の優先

休業中にあつては、児童・生徒の状況の把握に努め、学習支援等に当たるとともに、各家庭との連絡を適切に図るようにする。

また、休業後の学習支援等が円滑に進むよう準備する。

なお、感染拡大防止の観点から家庭等への訪問による学習支援等は、原則として行わないものとする。

(2) 学校職員の服務

ア 新型インフルエンザにより臨時休業とした場合、当該校の職員は、原則として通常の服務とする。

イ 新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合、職員の服務は、「特別休暇」とする。

承認期間は、その都度7日以内で所属長が必要と認める期間とする。

ウ 各項に定めるもののほか、新型インフルエンザに関する職員の服務の取扱い等については、状況に応じて別途指示する。